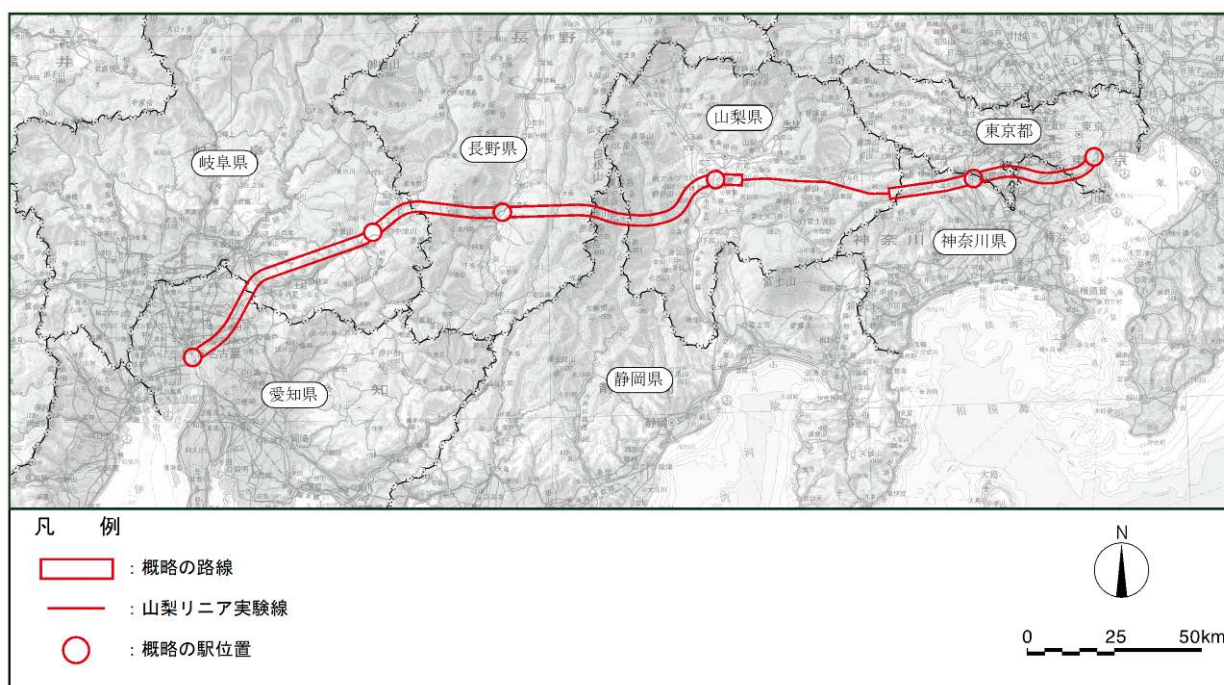


## 第5章 計画段階配慮事項、計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの並びに配慮書及び方法書について環境の保全の見地からの意見の概要及び事業者の見解

### 5-1 計画段階配慮事項及び計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの

本事業の実施に伴って環境に与える影響を回避又は低減するために、配慮書において検討を行った計画段階配慮事項の内容は、以下に示すとおりである。また、計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価は、図 5-1-1 に示すとおり計画段階配慮段階における事業実施想定区域の特性を考慮し、表 5-1-1 に示すとおり大深度部、明かり部、山岳部、南アルプス部の4つの区間に区分して調査、予測を行い、各環境要素において影響は小さいと考えられるものと評価した。



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の100万分の1日本、50万分の1地方図、数値地図200000（地図画像）及び数値地図50000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平23情複、第266号）」

図 5-1-1 計画段階配慮書における事業実施想定区域

表 5-1-1 事業実施想定区域の区間設定

対象範囲	区 間	延長 (km)
東京都ターミナル駅 ～ 相模川付近（神奈川県）	大深度部	42
相模川付近（神奈川県） ～ 富士川水系境川付近（山梨県）	山岳部	63
富士川水系境川付近（山梨県） ～ 巨摩山地東端付近（山梨県）	明かり部	17
巨摩山地東端付近（山梨県） ～ 伊那山地西端付近（長野県）	南アルプス部	53
天竜川及び両岸の段丘付近（長野県）	明かり部	3
中央アルプス南端付近（長野県） ～ 木曾川付近（岐阜県）	山岳部	36
木曾川付近（岐阜県） ～ 木曾川水系阿木川付近（岐阜県）	明かり部	10
木曾川水系阿木川付近（岐阜県） ～ 岐阜・愛知県境付近	山岳部	37
岐阜・愛知県境付近 ～ 名古屋市ターミナル駅	大深度部	25

注 1. 車両基地は、神奈川県、岐阜県に設置。

## 5-1-1 大気環境

### (1) 大気質

大気質に関する計画段階配慮事項の内容は表 5-1-1-1 に示すとおりである。

表 5-1-1-1 計画段階配慮事項の内容

区分	大深度部	明かり部	山岳部	南アルプス部
工事の実施 ・建設機械の稼働  ・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	・工事現場の散水、防塵シートの敷設等により、粉じんの飛散を防止し、また、工事規模に合わせた適切な建設機械の選定や環境対策型の建設機械の使用により、排出ガスの発生を抑制する。  ・資材及び機械の運搬に用いる車両の洗浄等により、粉じんの飛散を防止し、また、車両の運行ルートや配車計画を適切に行う。	同左  同左	同左  同左	同左  同左
鉄道の供用 ・列車の走行  ・鉄道施設（車両基地）の供用	・超電導リニアは車上電源としてガスタービン発電装置を使用するため、必要に応じて脱硝装置等の設置により、列車の走行に伴い換気施設から出る排出ガスの排出量を抑制する。  —	—  ・車両基地においては、省エネ型のボイラーを導入することにより、排出ガスの発生を抑制する。	・超電導リニアは車上電源としてガスタービン発電装置を使用するため、必要に応じて脱硝装置等の設置により、列車の走行に伴い換気施設から出る排出ガスの排出量を抑制する。  —	同左  —

(2) 騒音

騒音に関する計画段階配慮事項の内容は表 5-1-1-2 に示すとおりである。

表 5-1-1-2 計画段階配慮事項の内容

区分	大深度部	明かり部	山岳部	南アルプス部
工事の実施 ・建設機械の稼働	・工事現場での防音シートや低騒音型建設機械の使用等の防音対策により、騒音を抑制する。	同左	・工事現場での防音シートや低騒音型建設機械の使用のほか、必要に応じてトンネル坑口に防音扉を設置する等の防音対策により、騒音を抑制する。	同左
・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートや配車計画を適切に行う。	同左	同左	同左
鉄道の供用 ・列車の走行	—	・騒音対策が必要な区間に明かりフード等を設置することにより、騒音を抑制する。	同左	同左
・鉄道施設（換気施設）の供用	—	—	—	—

### (3) 振動

振動に関する計画段階配慮事項の内容は表 5-1-1-3 に示すとおりである。

表 5-1-1-3 計画段階配慮事項の内容

区分	大深度部	明かり部	山岳部	南アルプス部
工事の実施 ・建設機械の稼働	・工事規模に合わせた建設機械の選定や低振動型の建設機械の使用により、振動を抑制する。	同左	同左	同左
・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートや配車計画を適切に行う。	同左	同左	同左

### (4) 微気圧波

微気圧波に関する計画段階配慮事項の内容は表 5-1-1-4 に示すとおりである。

表 5-1-1-4 計画段階配慮事項の内容

区分	大深度部	明かり部	山岳部	南アルプス部
鉄道の供用 ・列車の走行	・必要に応じて非常口内に多孔板を使った緩衝設備等を設置する。	・微気圧波対策が必要な箇所に必要な箇所に所要の延長の緩衝工等を設置することにより、微気圧波を抑制する。	同左	同左

## 5-1-2 水環境

### (1) 水質・水底の底質

水質・水底の底質に関する計画段階配慮事項の内容は表 5-1-2-1 に示すとおりである。

表 5-1-2-1 計画段階配慮事項の内容

区分	大深度部	明かり部	山岳部	南アルプス部
工事の実施 ・切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事	・工事により発生する濁水やコンクリート打設により発生するアルカリ排水を公共用水域へ放流する場合には、必要に応じて、濁水処理等の対策により、水質・水底の底質への影響を回避、低減する。	同左	同左	同左
鉄道の供用 ・鉄道施設（駅・車両基地）の供用	—	・駅、車両基地から発生する生活排水を公共用水域へ放流する場合には、必要に応じて汚水処理などの適切な対策を行う。	—	—

## (2) 地下水

地下水に関する計画段階配慮事項の内容は表 5-1-2-2 に示すとおりである。

表 5-1-2-2 計画段階配慮事項の内容

区分	大深度部	明かり部	山岳部	南アルプス部
工事の実施 ・切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>トンネル工事についてはシールド工法の採用によりトンネル内湧水の発生を抑える。</li> <li>駅及び非常口の工事については、止水性の高い山留め工法等の採用により、湧水の発生を抑える。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>トンネル工事等に伴い地下水が湧出し、地下水位への影響が考えられるが、今後、明確な影響を把握するために、周辺の水利用調査を行う等、影響度合いを確認し、防水工の施工等の適切な対策により、地下水位への影響を回避、低減する。</li> </ul>	同左
構造物の存在 ・鉄道施設（トンネル・駅）の存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>駅及び非常口などの構造物が地下に存在する場合は、必要に応じて構造物周辺に透水性のよい埋め戻し材や通水管を設置することにより、地下水位への影響を回避、低減する。</li> </ul>	—	—	—
鉄道の供用 ・鉄道施設（車両基地）の供用	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水を揚水する場合は、周辺の水利用調査等を行い、できる限り影響が生じないように、揚水位置や揚水量を計画する。</li> </ul>	—	—

### 5-1-3 土壌環境・その他

#### (1) 地形・地質

地形・地質に関する計画段階配慮事項の内容は表 5-1-3-1 に示すとおりである。

表 5-1-3-1 計画段階配慮事項の内容

区分	大深度部	明かり部	山岳部	南アルプス部
構造物の存在 ・鉄道施設(トンネル、嵩上式、掘割式、駅、非常口、車両基地等)の存在	—	・橋梁は、できる限り短い距離で横断する。	同左	同左

#### (2) 地盤沈下

地盤沈下に関する計画段階配慮事項の内容は表 5-1-3-2に示すとおりである。

表 5-1-3-2 計画段階配慮事項の内容

区分	大深度部	明かり部	山岳部	南アルプス部
工事の実施 ・切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事	・トンネル工事についてはシールド工法の採用によりトンネル内湧水の発生を抑える。  ・駅及び非常口の工事については、止水性の高い山留め工法等の採用により、湧水の発生を抑える。	—	・土被りが小さく、地山の地質条件が良くない場合には、先行支保(フォアパイリング等)などの補助工法を適切に採用し、地山の安定を確保するとともに、計測確認を実施する。	—
鉄道の供用 ・鉄道施設(車両基地)の供用	—	・地下水を揚水する場合は、周辺の水利用調査等を行い、できる限り影響が生じないように、揚水位置や揚水量を計画する。	—	—



### (3) 土壌

土壌に関する計画段階配慮事項の内容は表 5-1-3-3に示すとおりである。

表 5-1-3-3 計画段階配慮事項の内容

区分	大深度部	明かり部	山岳部	南アルプス部
工事の実施 ・切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事	・必要により掘削土に含まれる重金属類等の調査を行い、基準不適合土壌が発見された場合は土壌汚染対策法に基づき適切に処理・処分することにより、基準不適合土壌の拡散を回避する。	同左	同左	同左

### (4) 磁界

磁界に関する計画段階配慮事項の内容は表 5-1-3-4に示すとおりである。

表 5-1-3-4 計画段階配慮事項の内容

区分	大深度部	明かり部	山岳部	南アルプス部
鉄道の供用 ・列車の走行	—	・用地境界での磁界が基準値（案）以下となるように用地を確保することを基本とし、必要に応じて磁気シールドを設置する。	同左	同左

### (5) 文化財

文化財に関する計画段階配慮事項の内容は表 5-1-3-5 に示すとおりである。

表 5-1-3-5 計画段階配慮事項の内容

区分	大深度部	明かり部	山岳部	南アルプス部
建造物の存在 ・鉄道施設(嵩上式、駅、車両基地、換気施設等)の存在	・今後計画を深度化の中で、国及び県指定の文化財をできる限り避けることにより、文化財への影響を回避、低減する。	同左	同左	—

## (6) 日照障害

日照障害に関する計画段階配慮事項の内容は表 5-1-3-6 に示すとおりである。

表 5-1-3-6 計画段階配慮事項の内容

区分	大深度部	明かり部	山岳部	南アルプス部
構造物の存在 ・鉄道施設(嵩上式、 駅、換気施設)の存在	・影響が生じた場合には、適切な対処を行う。	・構造物の高さをできる限り低く抑えるよう計画する。影響が生じた場合には適切な対処を行うこととする。	同左	同左

## (7) 電波障害

電波障害に関する計画段階配慮事項の内容は表 5-1-3-7 に示すとおりである。

表 5-1-3-7 計画段階配慮事項の内容

区分	大深度部	明かり部	山岳部	南アルプス部
構造物の存在 ・鉄道施設(嵩上式、 駅、換気施設)の存在	・影響が生じた場合には、適切な対処を行う。	・構造物の高さをできる限り低く抑えるよう計画する。影響が生じた場合には、適切な対処を行う。	同左	同左

## 5-1-4 動物・植物・生態系

### (1) 動物

動物に関する計画段階配慮事項の内容は表 5-1-4-1に示すとおりである。

表 5-1-4-1(1) 計画段階配慮事項の内容

区分	大深度部	明かり部	山岳部	南アルプス部
工事の実施 ・建設機械の稼働	・工事現場において防音シートを使用するとともに、低騒音・低振動型の建設機械を使用する。	同左	・工事現場において防音シートや低騒音・低振動型の建設機械を採用するほか、必要に応じてトンネル坑口に防音扉を設置する。	同左
・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートや配車計画を適切に行う。	同左	同左	同左
・切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事	・工事により発生する濁水やコンクリート打設により発生するアルカリ排水を公共用水域へ放流する場合には、必要に応じて、濁水処理などの適切な対策を行う。	同左	同左  ・工事計画策定の段階で、専門家の助言等により周辺の河川、沢等への影響を把握するための調査を実施し、レッドリスト記載種等の保全対象種の生息が確認された場合は、保全対策を行う。	同左

表 5-1-4-1(2) 計画段階配慮事項の内容

区分	大深度部	明かり部	山岳部	南アルプス部
<ul style="list-style-type: none"> <li>工事施工ヤード及び工事用道路の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事施工ヤードの設置位置の検討を行い、貴重な動物の生息環境に影響を及ぼす可能性のある箇所の変更を避け、やむを得ず変更する場合においても、できる限り変更面積を小さくすることに加え、工事終了後、速やかに変更部の緑化を行う等、自然環境を復元することにより、生息環境の保全を行う。</li> <li>現地調査の結果、レッドリスト記載種等の保全対象種の生息が確認された場合は、必要に応じて専門家の助言等を受け、保全対策を講じるほか、事業着手後には必要に応じてモニタリング調査を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事用車両は既存の道路を利用し、影響を及ぼす可能性のある箇所の変更を避ける。やむを得ず変更する場合においても、できる限り変更面積を小さくし、その生息環境の保全に努める。また、工事終了後、変更部を速やかに緑化し自然環境の復元に努める。</li> </ul> <p>同左</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事施工ヤードの設置位置の検討を行い、貴重な動物の生息環境に影響を及ぼす可能性のある箇所の変更を避け、やむを得ず変更する場合においても、できる限り変更面積を小さくすることに加え、工事終了後、速やかに変更部の緑化を行う等、自然環境を復元することにより、生息環境の保全を行う。</li> </ul> <p>同左</p>	<p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事前に専門家等から地域の情報を得るとともに、現地調査においてレッドリスト記載種等の保全対象種の把握に努める。また、保全対策の検討に当たっても、専門家の助言等を受け、適切な対策を講じるほか、事業着手後には、必要に応じてモニタリング調査を行う。</li> </ul>
<p>構造物の存在</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道施設(嵩上式、駅、車両基地等)の存在</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>貴重な動物の生息環境が変化する場合には、具体的な計画の確定や構造の検討に際し、必要に応じて専門家の助言等を受け、適切な対策を講じる。</li> </ul>	同左	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前に専門家等から地域の情報を得るとともに、現地調査においてレッドリスト記載種等の保全対象種の把握に努める。保全対策の検討に当たっても専門家の助言等を受け、適切な対策を講じるほか、必要に応じてモニタリング調査を行う。</li> </ul>

(2) 植物

植物に関する計画段階配慮事項の内容は表 5-1-4-2 に示すとおりである。

表 5-1-4-2(1) 計画段階配慮事項の内容

区分	大深度部	明かり部	山岳部	南アルプス部
<p>工事の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事施工ヤード及び工事用道路の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事施工ヤードの設置位置の検討を行い、貴重な植物の生育環境に影響を及ぼす可能性のある箇所の変更を避け、やむを得ず変更する場合においても、できる限り変更面積を小さくすることに加え、工事終了後、速やかに変更部の緑化を行う等、自然環境を復元することにより、生育環境の保全を行う。</li> <li>・現地調査の結果、レッドリスト記載種等の保全対象種の生育が確認された場合は、必要に応じて専門家の助言等を受け、保全対策を講じるほか、事業着手後には必要に応じてモニタリング調査を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事用車両は既存の道路を利用し、影響を及ぼす可能性のある箇所の変更を避ける。やむを得ず変更する場合においても、できる限り変更面積を小さくし、その生育環境の保全に努める。また、工事終了後、変更部を速やかに緑化し自然環境の復元に努める。</li> </ul> <p>同左</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事施工ヤードの設置位置の検討を行い、貴重な植物の生育環境に影響を及ぼす可能性のある箇所の変更を避け、やむを得ず変更する場合においても、できる限り変更面積を小さくすることに加え、工事終了後、速やかに変更部の緑化を行う等、自然環境を復元することにより、生育環境の保全を行う。</li> </ul> <p>同左</p>	<p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に専門家等から地域の情報を得るとともに、現地調査においてレッドリスト記載種等の保全対象種の把握に努める。保全対策の検討に当たっても専門家の助言等を受け、適切な対策を講じるほか、必要に応じてモニタリング調査を行う。</li> </ul>

表 5-1-4-2(2) 計画段階配慮事項の内容

区分	大深度部	明かり部	山岳部	南アルプス部
建造物の存在 ・鉄道施設(嵩上式、 駅、車両基地等) の存在	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>貴重な植物の生育環境が変化する場合には、具体的な計画の確定や構造の検討に際し、必要に応じて専門家の助言等を受け、適切な対策を講じるほか、必要に応じてモニタリング調査を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>貴重な植物の生育環境が変化する場合には、具体的な計画の確定や構造の検討に際し、必要に応じて専門家の助言等を受け、適切な対策を講じる。また、周辺の河川、沢等への影響が考えられる場合には、適切な措置を講じる。なお、必要に応じてモニタリング調査を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前に専門家等から地域の情報を得るとともに、現地調査においてレッドリスト記載種等の保全対象種の把握に努める。保全対策の検討に当たっても専門家の助言等を受け、適切な対策を講じる。また、周辺の河川、沢等への影響が考えられる場合には、適切な措置を講じる。なお、必要に応じてモニタリング調査を行う。</li> </ul>

(3) 生態系

生態系に関する計画段階配慮事項の内容は表 5-1-4-3 に示すとおりである。

表 5-1-4-3(1) 計画段階配慮事項の内容

区分	大深度部	明かり部	山岳部	南アルプス部
工事の実施 ・建設機械の稼働	・工事現場において防音シートや低騒音・低振動型の建設機械を使用する。	同左	・工事現場において防音シートや低騒音・低振動型の建設機械を使用するほか、必要に応じてトンネル坑口に防音扉を設置する。	同左
・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートや配車計画を適切に行う。	同左	同左	同左
・切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事	・工事により発生する濁水やコンクリート打設により発生するアルカリ排水を公共用水域へ放流する場合には、必要に応じて、濁水処理などの適切な対策を行い、水質の変化を防ぐ。	同左	同左  ・工事計画策定の段階で、専門家の助言等により周辺の河川、沢等への影響を把握するための調査を実施し、生態系の構成要素及び機能に影響を及ぼす可能性がある場合には、保全対策を行う。	同左  同左

表 5-1-4-3(2) 計画段階配慮事項の内容

区分	大深度部	明かり部	山岳部	南アルプス部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事施工ヤード及び工事用道路の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貴重な動植物及びハビタット（生息・生育環境）に影響を及ぼす可能性がある場合には、工事施工ヤードの設置位置の検討を行い、影響を及ぼす可能性のある箇所の変更を避ける。やむを得ず変更する場合においても、できる限り変更面積を小さくし、その生息・生育環境の保全に努める。また、工事終了後、変更部を速やかに緑化し自然環境の復元に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貴重な動植物及びハビタット（生息・生育環境）に影響を及ぼす可能性がある場合には、既存の道路を利用し、影響を及ぼす可能性のある箇所の変更を避ける。やむを得ず変更する場合においても、できる限り変更面積を小さくし、その生息環境の保全に努める。また、工事終了後、変更部を速やかに緑化し自然環境の復元に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貴重な動植物及びハビタット（生息・生育環境）に影響を及ぼす可能性がある場合には、工事施工ヤードの設置位置の検討や既存の道路を使用することにより、影響を及ぼす可能性のある箇所の変更を避ける。やむを得ず変更する場合においても、できる限り変更面積を小さくし、その生息環境の保全に努める。また、工事終了後、変更部を速やかに緑化し自然環境の復元に努める。</li> </ul>	<p>同左</p>
<p>建造物の存在</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄道施設(嵩上式、駅、車両基地等)の存在</li> </ul>	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地調査の結果、貴重な動植物及びハビタット（生息・生育環境）が確認され、影響を及ぼす可能性がある場合は、具体的な計画の確定や構造の検討に際し、必要に応じて専門家の助言等を受け、適切な対策を講じる。</li> <li>・ 専門家の助言等を受け、適切な対策を講じるほか、必要に応じてモニタリング調査を行う。</li> </ul>	<p>同左</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前に専門家等から地域の情報を得るとともに、現地調査において貴重な動植物及びハビタット（生息・生育環境）の把握に努める。貴重な動植物及びハビタット（生息・生育環境）が確認された場合は、具体的な計画の確定や構造の検討に際し、必要に応じて専門家の助言等を受け、適切な対策を講じるほか、必要に応じてモニタリング調査を行う。</li> </ul>



## 5-1-5 人と自然との触れ合い

### (1) 景観

景観に関する計画段階配慮事項の内容は表 5-1-5-1に示すとおりである。

**表 5-1-5-1 計画段階配慮事項の内容**

区分	大深度部	明かり部	山岳部	南アルプス部
建造物の存在 ・ 鉄道施設(嵩上式、 駅、車両基地等) の存在	・ 今後計画を深度化 する中で、保全す べき地域の改変を できる限り小さく し、駅、橋梁等の 形状・色彩に配慮 する。	同左	同左	同左

### (2) 人と自然との触れ合い活動の場

人と自然との触れ合い活動の場に関する計画段階配慮事項の内容は表 5-1-5-2 に示すとおりである。

**表 5-1-5-2 計画段階配慮事項の内容**

区分	大深度部	明かり部	山岳部	南アルプス部
建造物の存在 ・ 鉄道施設(嵩上式、 駅、車両基地等) の存在	・ 今後計画を深度化 する中で、換気施 設の設置位置や構 造に配慮する。	・ 今後計画を深度化 する中で、駅、車 両基地、高架橋及 び橋梁等の設置位 置や構造に配慮す る。	・ 今後計画を深度化 する中で、橋梁等 の設置位置や構造 に配慮する。	—

## 5-1-6 環境への負荷

### (1) 廃棄物等

廃棄物等に関する計画段階配慮事項の内容は表 5-1-6-1に示すとおりである。

表 5-1-6-1 計画段階配慮事項の内容

区分	大深度部	明かり部	山岳部	南アルプス部
工事の実施 ・切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事	・事業の実施にあたって、建設発生土については、他の事業への有効利用に努めるなど、適切な処理を図る。なお、新たに発生土置き場が生じる場合には、事前に調査検討を行い、周辺環境へ著しい影響が生じないよう適切に対処する。また、建設廃棄物については、減量化、再資源化に努め、法令に従い適切に処理する。	・事業の実施にあたって、建設発生土については、本事業内で再利用するとともに他の事業への有効利用に努めるなど、適切な処理を図る。なお、新たに発生土置き場が生じる場合には、事前に調査検討を行い、周辺環境へ著しい影響が生じないよう適切に対処する。また、建設廃棄物については、減量化、再資源化に努め、法令に従い適切に処理する。	同左	同左

### (2) 温室効果ガス

温室効果ガスに関する計画段階配慮事項の内容は表 5-1-6-2に示すとおりである。

表 5-1-6-2 計画段階配慮事項の内容

区分	大深度部	明かり部	山岳部	南アルプス部
工事の実施 ・建設機械の稼働	・高効率の建設機械の選定や建設機械の高負荷運転をできる限り避けるように努める等の措置を適切に行う。	同左	同左	同左
・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	・燃費の良い車種の選定、積載の効率化、合理的な運搬計画策定による運搬距離の最適化等の措置を適切に行う。	同左	同左	同左

## 5-2 配慮書について環境の保全の見地からの意見の概要及び事業者の見解

本章における見解は、全都県の方法書に共通の記載としている。

従って、都県によっては、該当事項がない場合の見解も記載されている。

### 5-2-1 意見の募集結果

配慮書に対する意見者数は、表 5-2-1-1 に示すとおりである。

このほかに、環境省意見を踏まえた国土交通省からの意見があった。

表 5-2-1-1 配慮書に対する意見者数

種別	意見者数
行政機関からの意見	16 通
一般からの意見	110 通
総 計	126 通

## 5-2-2 意見の概要（まとめ）

配慮書に対する環境保全の見地からの意見数及び意見概要のまとめを表 5-2-2-1 に示す。

表 5-2-2-1(1) 配慮書に対する主な意見概要のまとめ

項目	意見数	意見概要	
概略ルート 及び 概略の駅位置	197	南アルプス部のルート選定においては、自然保護に特に配慮すべき。	
		施設計画（車両基地、立坑、土捨場等）を示すべき。	
		概略ルートの選定における技術的な根拠、データを示すべき。	
		長野県のルート選定においては、飯田市の水源を避けるべき。	
		南アルプスの隆起についてどのように考えているのか明らかにすべき。低く見積もっているのではないか。	
		将来の大阪への延伸を考慮しルートを選定すべき。	
		施設の配置等については関係自治体と協議すべき。	
		地形、土地利用、生物の生息生育環境の保全、景観機能等を考慮すべき。	
		集落の存在や遺跡・文化財に配慮すべき。	
		貴重な自然環境の残る地域への換気施設設置は避けるべき。	
		ルートの設定においては地質に十分に配慮する必要がある。	
		活断層は原則回避であり、ルートの設定は不可能である。	
		大井川源流部ではヤマトイワナへの影響を考慮してルートを東俣、西俣の下流側にすべき。	
		長野県の駅位置は、併設すべき。	
		中央構造線の通過はトンネルとし、坑口の設置を回避すべき。	
		南アルプス部においてはトンネル坑口、工事用道路、斜坑の設置を避けるべき。	
		長野県の駅位置は、郊外に設置すべき。	
伊那谷ルートと環境影響の比較をすべき。			
ウラン鉱床を回避すべき。			
明かり区間では明かりフードをすべて設置するのか。			
環境影響評価項目	大気環境	54	残土の運搬に伴う影響についても予測・評価すべき。
		南アルプス部の地域特性を考慮した評価をすべき。	
		低周波音は鉄道の供用及び工事の実施についても予測・評価すべき。	
		最新の技術を用いた保全対策の実施に努めるべき。	
		排出ガス抑制量等の具体的なデータなど予測の根拠を示すべき。	
	水環境	59	構造物の存在による微気候の変化を予測すべき。
		地下にリニアが通過すると、振動等への不安や精神的に不快である。	
		ルート上に近い学校や保育園への騒音や振動に格段の配慮をすべき。	
		トンネル施工に伴う地下水等への影響に留意すべき。	
		生活・農業用水源、温泉源泉地等の水環境を十分調査し配慮すべき。	
土壌環境	15	地下水の予測は不確実性が高いので事後調査を実施すべき。	
	地下水は大深度区間とそれ以外の区間を区分して予測・評価すべき。		
	トンネル排水には有毒物質を含む場合が想定されることから広く調査すべき。		
	工事用道路の拡幅や舗装化による河川への影響に配慮すべき。		
			具体的な濁水処理方法を評価すべき。
			山梨リニア実験線において確認された実際の影響を考慮すべき。
			自然由来の重金属等を含む土砂に配慮すべき。
			工事の実施段階における地形・地質への影響を検討すべき。
			地形・地質とともに景観、生態系の基盤環境としての評価もすべき。
			明かり部の高架橋工事等に伴う地盤沈下を評価すべき。

表 5-2-2-1(2) 配慮書に対する主な意見概要のまとめ

項目	意見数	意見概要	
環境影響評価項目	磁界	用地境界で基準値以下となるように確保すべき土地の範囲等を定めるべき。	
		山梨リニア実験線の実測データを示すべき。	
		磁界による乗客や沿線住民の人体及び医療機器への影響に関するデータを公開すべき。	
	文化財	15	市町村指定の文化財や埋蔵文化財も十分に調査し配慮すべき。
			工事の実施段階における文化財への影響を検討すべき。
	日照阻害・電波障害	4	施工段階での電波障害について検討すべき。
			構造物の高さをできる限り低く抑えることを原則とすべき。
	動物・植物・生態系	74	動植物に関して十分な現地調査及び専門家の助言が必要である。
			微気圧波について野生動物の繁殖への影響を検討すべき。
			生息環境への影響の程度については定量的な手法により検討すべき。
			河川、沢等の水質・流量の変化が及ぼす影響に配慮すべき。
			改変域には緑化を行い、生物多様性の保全と創造に努めるべき。
			法面のモルタル吹付け工事や工専用道路の拡幅舗装化による影響に配慮すべき。
			工事関係者の寄宿生活が生態系に影響を及ぼさないよう配慮すべき。
			高温の湧水が発生した場合の水生生物への影響を検討すべき。
			レッドリストに記載されている陸産貝類についても調査対象とすべき。
			鉄道の供用が、動物・植物・生態系に与える影響を評価すべき。
	人と自然との触れ合い	24	長野県郷土環境保全地域である妻籠宿における景観に配慮すべき。
			換気施設等の構造や色彩、形態等については、周辺と調和を図るべき。
			世界自然遺産やユネスコ・エコパークの登録への影響に配慮すべき。
橋梁、立坑、変電所等の構造物の景観への影響を検討すべき。			
工事段階における景観及び人と自然との触れ合いについて評価すべき。			
桜並木やグリーンベルト地帯を設け景観に配慮すべき。			
環境への負荷	35	鉄道の供用に伴う温室効果ガスの排出量を評価すべき。	
		残土の発生量、処理方法を明らかにすべき。	
		温室効果ガスの排出削減をあらゆる場面で実施すべき。	
		土捨て場については自然環境への影響をできる限り回避・低減すべき。	
		残土の発生抑制、再利用及び再生利用を実施すべき。	
		南アルプス地域で残土の処分を行うべきでない。	
		運搬車両にも配慮すべき。	
駅供用時の廃棄物を評価すべき。			
その他	10	ターミナル駅周辺においては交通等への影響について評価すべき。	
		地震等、災害時の安全性を評価すべき。	
		送電施設・変電所の建設・存在が環境に与える影響を考慮すべき。	
		南アルプスでは可能な限り多くの項目を評価対象とすべき。	

表 5-2-2-1 (3) 配慮書に対する主な意見概要のまとめ

項目	意見数	意見概要
手続き	126	評価書作成までの間に明らかにすることが困難な計画に対しては、環境保全措置の効果を事後調査により確認すべき。
		配慮書の意見及び事業者の見解を公表すべき。
		隣接都県において実施する環境影響評価の内容と整合を図るべき。
		方法書において詳細な事業計画を明らかにすべき。
		配慮書第7章にとりまとめた「計画段階配慮事項」を方法書に記載すべき。
		今後、地域住民や幅広い専門家の意見の傾聴に努めるべき。
		関係自治体や地域住民に対し環境影響評価の内容を説明すべき。
		リニアの技術や特殊な内容について方法書に解りやすく記載すべき。
		戦略的アセスメントに必要な複数案の比較評価を検討すべき。
		戦略的アセスメントの段階でも現地調査を行うべき。
		助言を受けた専門家の個人名を公表すべき。
その他	109	環境省がとりまとめた「リニア中央新幹線に係る環境影響評価審査検討調査業務報告書H23.3」の内容に配慮すべき。
		公害防止上必要な措置を講じ、関係諸法令を遵守すべき。
		未利用エネルギーの積極的な活用に努めるべき。
		建設資材や設備の確保に際してはグリーン購入を図るべき。
		ヒートアイランド現象の抑制に努めるべき。
		駅へのアクセス道路の整備もJR東海が実施すべき。
		中央新幹線の整備に賛成、早期整備をすべき。
		中央新幹線の整備に反対、計画の中止又は整備時期を再検討すべき。
		事業により地域振興に寄与するとは言えない。
		スマートIC及びアクセス道路などの周辺整備と一体的に評価すべき。
		既存の鉄道駅に近接し、歩いて行ける範囲とは何mのことを言うのか。
		工事に必要な水の確保はどのように行うのか。
火災時は立坑を避難路として利用できるのか。		

## 5-3 方法書について環境の保全の見地からの意見の概要及び事業者の見解

### 5-3-1 意見の状況

「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価方法書」（以下「方法書」という。）については、環境影響評価法（以下「法」という。）第7条に基づき平成23年9月27日に方法書を作成した旨を公告し、関係地域において9月27日から10月27日まで縦覧に供するとともに、当社のホームページにおいて電子縦覧を実施した。合わせて、法第8条に基づき、縦覧の開始から11月10日までの間に、東京都から愛知県までの7都県の方法書について意見を募集した。

この結果、環境の保全の見地から意見を有する者の意見者数は、291（インターネット206、郵送85）、意見数は1,042であり、表5-3-1-1のとおり、そのうち方法書（岐阜県のみ）に関する意見数は528であった。

これらの意見を整理、集約し、法第9条に基づき、意見の概要及び事業者の見解をとりまとめたものを以下に示す。

また、岐阜県知事より環境の保全の見地からの意見を平成24年2月28日に受領した。

表 5-3-1-1 分類ごとの意見数

分 類	計	意見数	
		全都県に係る意見	岐阜県に係る意見
事業計画	218	207	11
安全性	49	46	3
環境保全（生活環境）	191	173	18
環境保全（自然環境）	18	15	3
手続き	52	51	1
合計	528	492	36

### 5-3-2 岐阜県知事の環境の保全の見地からの意見及びそれについての事業者の見解

事業者より、平成23年11月30日に岐阜県知事に、方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者からの意見の概要を送付した。

その後、平成24年2月28日に岐阜県知事より、環境の保全の見地からの意見を受けた。以下に、岐阜県知事から受けた意見及び事業者の見解を示す。

表 5-3-2-1(1) 岐阜県知事からの意見と事業者の見解

岐阜県知事からの意見	事業者の見解
<p>&lt;総括的事項&gt;  <b>【事業計画】</b>                      1 路線やその他の付帯施設の位置・規模の具体化にあたっては、環境の保全の見地から特に重要と考えられる次の地域を回避するよう慎重に検討すること。                      ・ウラン鉱床やそのおそれが高い場所(地層)                      ・廃棄物の埋設・土壌汚染の可能性が高い箇所                      ・貴重な動植物の生育に密接に関係している重要な湿地</p> <p>2 路線やその他の付帯施設の位置・規模を具体化した場合は、その経緯及び内容について速やかに情報提供し、これに伴い具体化される調査計画に関して必要な協議・調整を行い、適切に調査、予測及び評価を行うこと。</p> <p>3 具体的なルートを示すにあたり、ルートを絞り込む際の環境への配慮等の検討経緯を詳細に記載すること。</p>	<p>第3章に記載のとおり、岐阜県内における路線は、地形・地質等の制約条件を考慮するとともに、超電導リニアの超高速性を踏まえ、できる限り直線に近い線形としました。                      文献調査により確認したウラン鉱床は回避しました。                      路線がやむを得ず通過する美濃帯などにおいて可能性のある自然由来の重金属を確認した場合には、法令等に基づき適切な対応を図ります。また、ヒアリングにより確認した廃棄物の埋設箇所は回避しました。                      環境省が「日本の重要湿地500」に選定している「沖ノ洞・上ノ洞」「前沢湿地」を回避するとともに、「大湫」付近はトンネル構造とし、「大湫」の主要部を回避するなど、環境保全の面についても配慮しました。</p> <p>路線、車両基地、変電施設の位置・規模については、第3章に記載しました。また、第8章に記載のとおり、これらの位置・規模に応じて、調査、予測及び評価を行いました。                      なお、第9章及び第10章に記載のとおり、準備書において位置・規模等の計画を明らかにすることが困難かつ環境への影響が大きい付帯施設(発生土置き場等)については、設置に伴う影響について、必要な環境保全措置を準備書で位置づけたうえで、その環境保全措置の効果事後調査により確認します。</p> <p>第3章に記載のとおり、路線については、地形・地質等の制約条件を考慮するとともに、超電導リニアの超高速性を踏まえ、環境保全の面にも配慮し、絞り込みを行いました。</p>
<p><b>【調査地域】</b>                      4 方法書では概略の路線及び駅位置のみが示されただけで、本来方法書において明らかにすべき事項が示されていないため、準備書では次の事項について明らかにすること。                      ・具体的な路線の位置、鉄道施設の位置・規模とともに斜坑、工事施工ヤード、工事用道路、土捨場等の付帯施設の位置・規模。                      ・調査・予測の地点や時期、文献調査の資料、調査対象地域の範囲等の具体的な内容とこれらについての考え方や選定理由。なお、調査・予測の地点及び範囲は地図上に図示すること。</p>	<p>路線の位置、鉄道施設(トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、車両基地、換気施設、変電施設)の位置・規模については第3章に、非常口の位置については、第8章に記載しました。                      また、第9章及び第10章に記載のとおり、発生土置き場等については、準備書において位置・規模等の計画を明らかにすることが困難であるため、設置に伴う影響について、必要な環境保全措置を準備書で位置づけたうえで、その環境保全措置の効果事後調査により確認します。                      なお、第8章において、調査の地域・地点・時期、予測の地点・時期、文献調査の資料について記載するとともに、調査・予測の地点については路線の位置とともに図示しました。</p>



表 5-3-2-1(2) 岐阜県知事からの意見と事業者の見解

岐阜県知事からの意見	事業者の見解
<p>【環境影響評価項目】</p> <p>5 環境影響評価項目に選定されていない項目のうち、次の項目を評価項目として選定することを検討し、その検討経過を明らかにするとともに、選定した項目について適切に調査、予測及び評価を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両基地の存在に係る「電波障害」、「日照障害」</li> <li>・工事の実施に係る「文化財」</li> <li>・列車の走行に係る「温室効果ガス」</li> <li>・工事の実施に係る「景観」、「人と自然との触れ合いの活動の場」</li> </ul>	<p>車両基地の存在に係る「日照障害」、「電波障害」については、計画の具体化に伴い、第8章に記載のとおり、調査、予測及び評価を行いました。</p> <p>文化財については、鉄道施設の存在に係る影響について調査、予測及び評価を行いました。また、鉄道施設の存在する範囲以外においては、工事の実施による土地の改変は文化財を避けて計画することから、工事の実施に係る「文化財」については新たな環境影響評価項目として選定しませんでした。</p> <p>列車の走行に係る「温室効果ガス」については、資料編に記載のとおり、同じ速度域である航空機と比較して排出量が1/3程度と少なく、環境影響評価項目として選定しませんでした。</p> <p>工事の実施に係る「景観」、「人と自然との触れ合いの活動の場」については、影響が一時的なものであること、復旧が速やかに行われることから、環境影響評価項目として選定しませんでした。</p>
<p>6 環境影響評価項目の選定において、選定しない評価項目については、調査等の対象としない理由を根拠資料やデータを示したうえで、わかりやすく説明すること。特に、列車走行に係る「低周波音」について、選定しない理由を山梨リニア実験線のデータを示して記載すること。</p>	<p>環境影響評価項目については、第7章に記載のとおり、国土交通省令に示す参考項目をもとに、法令等による規制又は目標の有無及び影響の重大性を考慮し選定しました。</p> <p>また、列車の走行に係る超低周波音については、資料編に記載のとおり、調査、予測及び評価を行いました。</p>
<p>【その他】</p> <p>7 事業の必要性や安全性に関して多くの意見が寄せられていることから、事業者の考え方について理解が得られるように社会状況の変化も踏まえて、十分に説明すること。また、根拠として引用する資料は最新のものを使用すること。</p>	<p>事業の目的及び内容については、社会状況の変化も踏まえるとともに、引用する資料は入手可能な最新の資料を使用し、第3章に記載しました。また、環境影響評価方法書の説明会とは別に、中央新幹線計画についての理解を深めていただくための説明会を、平成24年6月に中津川市で、平成25年5月に多治見市で開催し、説明会の資料及び説明会における主なご質問は、当社ホームページで公開しました。今後も、準備書の説明会などを通じて、丁寧な説明に努めます。</p>
<p>8 方法書に記載された環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について、他の都県知事の意見を踏まえて追加・変更する場合には、本県における調査等の追加・変更の必要性を検討し、適切に対応すること。</p>	<p>環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法については、他の都県の評価項目等も参考に、岐阜県における地域と事業の特性を踏まえ、追加・変更の必要性を検討し、第7章及び第8章に記載しました。</p>
<p>9 事業の実施に当たり、環境影響評価を行う過程で項目及び手法の選定等に関する事項に新たな事情が生じた時は、必要に応じて選定項目及び選定手法等を見直し、追加調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。</p>	<p>環境影響評価の項目及び調査手法等については、計画の具体化に伴い、必要に応じて見直しを行ったうえで、調査、予測及び評価を行い、第7章及び第8章に記載しました。</p>
<p>&lt;個別事項&gt;</p> <p>【大気質】</p> <p>10 大気質の予測にあたっては、地形に基づく気象特性や発生源の影響を考慮した予測・評価を行うこと。</p>	<p>第8章に記載のとおり、大気質の予測にあたっては、地形を考慮し、科学的知見に基づく予測手法を用いて予測・評価を行いました。</p>

表 5-3-2-1 (3) 岐阜県知事からの意見と事業者の見解

岐阜県知事からの意見	事業者の見解
<p>【騒音・振動・微気圧波・低周波音】</p> <p>11 列車走行による騒音、振動、微気圧波の予測の基本的手法として「山梨リニア実験線における事例の引用又は解析」とされているが、具体的にどのように予測・評価を行うのか詳細に説明すること。また、実験線以外の事例（山陽新幹線など）も用いるのであれば、同様に詳細に説明すること。</p>	<p>第8章に記載のとおり、列車の走行に係る騒音、微気圧波については、山梨リニア実験線における実測値に基づく解析により、振動については、山梨リニア実験線における事例の引用により、予測を行いました。</p>
<p>12 列車走行に係る環境影響の把握及び環境保全措置の検討にあたっては、環境基準との整合性のみではなく、山間地の静かな環境、学校や社会福祉施設など静穏の保持を要する施設が存在する地域及び住居の用に供されている地域の現況を十分に考慮の上、検討を行うこと。</p> <p>なお、騒音、振動については、調査地域の騒音、振動の実態を適切に把握できるよう調査期間を検討すること。</p>	<p>第8章に記載のとおり、列車の走行に係る騒音、振動については、住居等の分布状況を考慮し、市町の代表地点に加えて、路線近傍の学校等においても、予測を行い、事業者の実行可能な範囲での回避又は低減がなされているかの評価を行いました。</p> <p>なお、騒音の調査期間については、騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日告示）において「評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする」としていること、また、騒音に係る環境基準の評価マニュアル（平成11年6月、環境省）において「騒音の測定は、1年を代表すると思われる日を選んで行う。通常は騒音レベルが1年のうちで平均的となる日、土曜日、日曜祝日を除く平日に行う」としていることから、これに準拠して秋季の平日に設定しました。振動の調査期間についても、同様に取り扱いました。</p>
<p>13 工事における発破に伴う騒音、振動について、適切に予測・評価すること。</p>	<p>トンネルの工事における発破に伴う騒音、振動については、適切な火薬量による発破工法の採用や防音扉の設置により、環境への影響が極めて小さいことから、環境影響評価項目として選定しませんでした。</p>
<p>【水質・底質・地下水】</p> <p>14 地下水については、工事による影響が判断できるよう、工事実施前のモニタリング調査を十分に行うこと。</p>	<p>第8章に記載のとおり、トンネルの工事による地下水への影響が考えられる範囲の主な井戸等において、工事着手前、工事中を通じて地下水の調査を実施します。</p>
<p>15 トンネル工事により地下水への影響について、水源や湧水への影響を及ぼさないよう地質・水文学的シミュレーション等による定量的な予測・評価を行うこと。</p>	<p>第8章に記載のとおり、トンネルの工事による地下水の水質への影響については、定性的に予測・評価を行いました。トンネルの工事による地下水の水位への影響については、定量的に予測検討範囲を求めたうえで、水文地質的に検討し予測・評価を行いました。</p>
<p>16 工事に伴う河川水への濁りの影響を可能な限り低減すること。</p>	<p>第8章に記載のとおり、工事の実施に係る水の濁りの影響については、濁水処理等の環境保全措置を実施することにより、事業者の実行可能な範囲で低減を図ります。</p>
<p>17 トンネル工事に際して有害物質を含む地下水が湧出した場合は、周辺への影響を把握し、適切な保全措置を講じること。</p>	<p>第8章に記載のとおり、トンネルの工事に伴う排水については、法令等で定められた基準を満たすよう処理施設により適切に処理した上で排出するなどの環境保全措置を講じます。</p>

表 5-3-2-1(4) 岐阜県知事からの意見と事業者の見解

岐阜県知事からの意見	事業者の見解
<p><b>【地形・地質・土壤環境】</b></p> <p>18 地形・地質や地盤、土壤について、最新の資料を用い、また、事前に事業者で行っている調査結果など既存資料も活用して具体的に説明すること。特に次のものについては、正確かつ詳細に分布状況を記述すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウラン鉱床や重金属の分布に関係する、花崗岩、土岐夾炭層・中村層及び美濃帯</li> <li>・湿地植生に関係する土岐砂礫層</li> </ul>	<p>第8章に記載のとおり、ウラン鉱床については、独立行政法人日本原子力研究開発機構からの資料収集やヒアリングを行い、蓄積状況や分布状況を把握しました。また、自然由来の重金属や湿地に関係する地質については、対象事業実施区域及びその周囲を対象とした文献調査を行いました。</p>
<p>19 阿寺断層、赤河断層、華立断層の活断層について準備書に記載すること。また、活断層と過去の地震との関係についても記載すること。</p>	<p>活断層については、文献調査を行い、第4章に記載しました。</p>
<p>20 ウラン鉱床やそのおそれが高い場所、自然由来による土壤環境基準不適合の土壤が分布している地域について、専門機関からの資料収集や現地調査等により詳細に状況を把握すること。</p>	<p>第8章に記載のとおり、ウラン鉱床については、独立行政法人日本原子力研究開発機構からの資料収集やヒアリングを行い、蓄積状況や分布状況を把握しました。</p> <p>また、第8章に記載のとおり、自然由来の重金属に関係する地質についても、関係行政機関から資料収集を行い、状況を把握しました。</p>
<p>21 ウラン鉱床やその存在を否定できない場所や地層等の掘削工事を必要とする場合には、掘削土中のウラン濃度の把握方法や管理を必要とする濃度のレベル及びウラン濃度が高い掘削土が発生した場合の取扱いについて、あらかじめ検討すること。</p>	<p>第3章に記載のとおり、路線の絞り込みに際しては、文献調査により確認したウラン鉱床を回避するよう設定しました。</p> <p>なお、ウラン鉱床の近傍での掘削工事に際しては、線量計等により掘削土の状況を把握し、放射線量が高い掘削土が確認された場合には、法令等に則り適切に対処します。</p>
<p>22 ウラン以外の土壤環境基準不適合残土が出た場合の処分についてもあらかじめ検討すること。</p>	<p>第8章に記載のとおり、工事の実施に伴う発生土に環境基準不適合の土壤が発見された場合には、土壤汚染対策法等に基づき適切に処理します。</p>
<p><b>【動物・植物・生態系】</b></p> <p>23 方法書に記載の「動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況」については、用いられている資料が最新でないため、最新の情報を収集すること。また、情報収集は国、県だけでなく、市町レベルまで、地域の専門家や関係者などへ聞き取りも含めて、十分に行うこと。</p>	<p>第8章に記載のとおり、動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況については、最新の文献を収集するとともに、関係自治体、専門家へのヒアリングを行いました。</p>
<p>24 動植物の調査手法の設定にあたっては、上記を踏まえるとともに、専門家への聞き取りを行うなどして地域特性を十分に把握し、調査範囲、方法、地点、調査時期について、適切に設定すること。</p>	<p>第8章に記載のとおり、動植物の調査にあたっては、専門家へのヒアリングを行うなどして地域特性を把握したうえで、調査手法、調査地域、調査地点、調査時期を設定しました。</p>

表 5-3-2-1 (5) 岐阜県知事からの意見と事業者の見解

岐阜県知事からの意見	事業者の見解
<p>25 岐阜県内の対象事業実施区域には、日本の重要湿地に選定されている沖ノ洞・上ノ洞、大湫、前沢湿地以外にも湧水湿地が多数存在し、それらは貴重な動植物の生育に密接に関係している。湿地には、土岐砂礫層の分布が関係していることから地質を含め、現況の把握を確実に行うとともに、トンネル工事等による地下水環境への影響が最小限となるよう十分な調査・予測を行い、必要に応じて保全措置を講じること。</p>	<p>岐阜県の特情を踏まえて、路線近傍の代表的な湿地の分布等について、文献調査を行いました。このうち、環境省が「日本の重要湿地 500」に選定している「沖ノ洞・上ノ洞」、「前沢湿地」を回避するとともに、「大湫」付近はトンネル構造とし、「大湫」の主要部を回避するよう路線を計画しました。</p> <p>また、資料編に記載のとおり、トンネル区間の路線近傍で確認した湿地の内、代表的な湿地を選定し、湿地周辺の水文・地質について現地調査を行いました。その結果、東濃地域の湧水湿地は、地層中の不透水層等の存在が湧水及び湿地環境を創出していると考えられ、トンネルの工事に係る地下水低下による影響はほとんどないと予測され、湿地環境は保全されるものと予測しました。</p>
<p>【文化財】 26 対象事業実施区域内の文化財の所在については関係市町からの情報収集も十分に行い、漏れのないようにすること。</p>	<p>第8章に記載のとおり、文化財の分布状況については、関係自治体からの資料収集及びヒアリングを行いました。</p>
<p>【磁界】 27 磁界の車内・ホーム及び沿線への影響について、具体的なデータを示し、わかりやすく説明すること。</p>	<p>第8章に記載のとおり、列車の走行に伴い発生する磁界の沿線への影響については、山梨リニア実験線における事例の引用と解析により予測を行いました。なお、磁界の車内・ホームへの影響については、資料編に記載しました。</p>
<p>28 方法書で山梨リニア実験線での磁界の測定結果と基準値（案）が示されているが、基準設定についての考え方もわかりやすく記載するとともに、測定結果の値がどのような測定・解析により導かれたものかわかりやすく説明すること。</p>	<p>第8章に記載のとおり、列車の走行に伴い発生する磁界の基準となる国土交通省の技術基準については、国際非電離放射線防護委員会（ICNIRP）のガイドライン等の内容も含め、専門的内容に図表や注釈を付けるなど配慮を行ったうえで、できる限り平易な表現とするよう努めました。</p> <p>また、山梨リニア実験線における磁界について、実測結果と解析による予測結果を第8章に記載しました。</p> <p>なお、環境影響評価方法書の説明会とは別に、中央新幹線計画についての理解を深めていただくための説明会を、平成24年6月に中津川市で、平成25年5月に多治見市で開催し、列車の走行に伴い発生する磁界の基準や、山梨リニア実験線での実測結果についても説明を行いました。</p>
<p>【景観】 29 景観については、主要な眺望点からの景観だけでなく、日常的に見える山並み景観など地域住民からの視点にも配慮し、それぞれの地域における重要な景観を把握し、影響を予測・評価すること。</p>	<p>第8章に記載のとおり、景観については、主要な眺望点からの景観に加えて、日常的な視点場からの景観についても、調査、予測及び評価を行いました。</p>

表 5-3-2-1(6) 岐阜県知事からの意見と事業者の見解

岐阜県知事からの意見	事業者の見解
<p>【廃棄物等】</p> <p>30 発生する残土の処理方法や処分量を明らかにし、適切な環境保全措置を検討すること。</p>	<p>第8章に記載のとおり、工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事）による建設発生土の発生量の予測を行いました。</p> <p>発生土の処理については、本事業内での再利用や他の公共事業等への有効活用を考えています。また、新たに発生土の置き場等が生じる場合には、周辺環境への影響をできる限り回避・低減するよう努めます。なお、発生土を公共事業等で有効に活用して頂くための情報提供及び発生土置き場等は、県を窓口として調整させていただきたいと考えています。</p> <p>発生土置き場については、第9章及び第10章に記載のとおり、準備書において位置・規模等の計画を明らかにすることが困難であるため、設置に伴う影響について、必要な環境保全措置を準備書で位置づけたうえで、その環境保全措置の効果を事後調査により確認します。</p>
<p>31 対象事業実施区域内では、残土処分場からの浸出水で河川水、地下水が酸性水及び重金属で汚染される事例が発生しているため、発生土から汚染水が流出することがないよう対策を検討すること。</p>	<p>方法書での対象事業実施区域において、過去の他事業の発生土置き場から汚染水が流出した事象があったことは承知しています。</p> <p>本事業においては、第8章に記載のとおり、工事の実施に伴う発生土に環境基準不適合の土壌が発見された場合には、土壌汚染対策法等に基づき適切に処理することにより、周囲への汚染拡散防止対策を講じます。</p>
<p>32 トンネル工事により発生する残土の運搬について、運搬車両台数、主要な運搬ルートを明らかにし、大気、騒音、振動等の調査、予測及び環境保全措置を検討して、その経緯を含めて説明すること。</p>	<p>第8章に記載のとおり、トンネルの工事を含め、工事の実施における資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による大気質、騒音、振動については、主要な運行ルートを想定したうえで、調査、予測及び評価を行いました。</p>
<p>【その他】</p> <p>33 送電施設は方法書において当該事業の付帯施設としないとしているが、送電施設による景観への影響が懸念されるので、関係電力会社と調整の上、準備書への記載を検討すること。</p>	<p>当社への送電施設については、関係電力会社が事業主体として計画・建設し、法令に則り必要な手続きを進めます。</p>
<p>34 1～33の措置等について、準備書に記載すること。</p>	<p>1～33の措置等については、事業者にて検討を行い、その結果を準備書に記載しました。</p>

